

◎高速道路点検診断資格等に関する実施細則

平成28年 3月17日

高速道路調査会達第7号

改正 令和2年1月22日高速道路調査会達1号(イ)

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人高速道路調査会（以下「当法人」という。）の高速道路点検診断講習及び資格（以下「資格等」という。）に関し、必要な事項を定め、適切に運営することを目的とする。

(資格等の概要)

第2条 当法人は、高速道路の安全性を高め、社会基盤の整備に寄与することを目的に、高速道路の点検診断技術者の育成と技術力の向上を図るため、高速道路の点検診断に関する講習及び試験を実施し、別に定めるところにより試験合格者に対して資格を付与するものとする。

2 前項に定める試験及び資格の名称については、内容及び能力に応じて別表のとおりとする。

(資格の付与)

第3条 前条に定める試験に合格し、かつ登録した者に対し、資格を付与するものとする。

(委員会)

第4条 高速道路調査会委員会規程第2条に規定する点検診断資格委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

(1) 講習及び試験の内容、受講要件、合否判定等

(2) 資格内容の検討

(3) 資格の付与に関する事項

2 前項に規定する委員会の委員長及び委員については、関係科目を担当する大学教授等第三者の学識経験者で構成するものとする。

(資格の登録)

第5条 試験に合格した者は、当該年度及びその翌年度から3年間を受付期間として、資格登録の申込みをすることができるものとする。この受付期間を過ぎた場合には、資格登録の申し込みはできないものとする。(イ)

2 前項の資格登録申込みにかかる登録事項は、氏名、生年月日、性別、登録番号、資格の種別、資格の有効期限等とする。(イ)

3 次に掲げる事項に該当する者は、登録することができない。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
- (4) 国土交通大臣の定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」第4条第1項の2号および3号に該当する者

(資格の有効期限と発効日)

第6条 資格の有効期限は、第5条による資格登録をする場合は、試験を実施した年度の翌年度から5年目の年度末までとする。また、第7条による資格の更新をした場合は、更新前の有効期間の最終年度の翌年度から5年目の年度末までとし、第9条による資格の再登録をした場合は、資格停止前の有効期間の最終年度の翌年度から5年目の年度末までとする。

また、資格の発効日は、資格者証の交付日からとする。(イ)

(資格の更新)

第7条 資格の更新をしようとする者は、資格の有効期限内に、資格の更新の申込みをすることができるものとする。ただし、有効期限の年度またはその前年度に当法人が実施する更新講習を修了した者に限る。(イ)

(資格の停止)

第8条 前条による資格の更新をしなかった者は、有効期限が過ぎた時から第9条により再登録するまでは、資格を停止する。(イ)

(再登録・資格の抹消)

第9条 前条によりその資格が停止した者が、資格の有効期限を過ぎて3年以内に更新講習を修了したときは、更新講習を修了した年度に限り再登録の申込みをすることができる。
また、資格の有効期限から3年を経過し、再登録をしない場合には、資格を抹消するものとする。(イ)

(資格者証)

第10条 第5条、第7条及び第9条による資格の登録、更新または再登録をした者に対しては、資格の有効期限を明示した資格者証を交付する。(イ)

(資格の剥奪)

第11条 高速道路点検診断士、高速道路点検士、高速道路点検士補が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条に規定する委員会の委員長は、別に定める倫理審査会の審査を踏まえ、委員会の承認を経て資格の剥奪を決定する場合がある。(イ)

- (1) 第5条第3項の各号のいずれかに該当するに至った場合(イ)
- (2) 虚偽または不正の事実に基づいて、登録、更新または再登録を受けた場合
- (3) 点検診断業務において重大な過失を犯した場合
- (4) 点検診断業務において不正または著しく不当な行為を行った場合
- (5) その他、点検診断業務を行うに当たり、前各号に類するような信用・品位を著しく傷つける行為を行った場合

2 資格を剥奪する決定を行った場合、委員長は遅滞なく、理由を付してその旨を理事長に通知するものとする。

(公表)

第12条 この細則及び、第4条各号に掲げる事項等資格の申し込みに必要な事項については、当法人のホームページ等において公表するものとする。

(庶務)

第13条 制度の運営に伴う庶務は、事業部において行う。

(雑則)

第14条 この達に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(イ)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

試験及び資格の名称	内容及び能力
高速道路点検診断士（土木）	道路構造物およびその点検についての高度な知識と技術を持ち、点検に関する指導的立場となる者としての能力（点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断等）を有する技術者
高速道路点検士（土木）	道路構造物およびその点検についての全般的な知識と技術を持ち、点検に関する中心的立場となる者としての能力（点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等）を有する技術者
高速道路点検士補（土木）	道路構造物およびその点検についての基礎的な知識と技術（点検の実施および個別変状判定の補助、点検記録の登録等）を有する技術者
高速道路点検診断士（施設）	道路施設構造物、施設構造点検および施設全般についての高度な知識と技術を持ち、その点検に関する指導的立場となる者としての能力（施設点検計画の立案、報告書等作成、健全性の総合的な診断、施設設備全体の総合評価等）を有する技術者
高速道路点検士（施設）	道路施設構造物および施設構造点検についての全般的な知識と技術を持ち、その点検に関する中心的立場となる者としての能力（施設構造点検の実施、個別変状の判定、点検記録の登録等）を有する技術者
高速道路点検士補（施設）	道路施設構造物および施設構造点検についての基礎的な知識と技術（施設構造点検の実施および個別変状判定の補助、点検記録の登録等）を有する技術者

*（土木）道路構造物の種類：

トンネル、橋その他道路を構成する構造物と道路の附属物のうち、土木附属物

*（施設）道路施設構造物の種類：

道路の附属物のうち、施設附属物（道路照明など）